

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	航路標識整備事業費		事業開始年度	昭和23年度	作成責任者	
担当部局	海上保安庁交通部		担当課室	企画課	課長 岩崎 俊一	
会計区分	一般会計		上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けての新たな展開)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターにおける船舶への情報提供の充実強化を図っているほか、各船舶が航行すべき航路等を明示する灯台や灯浮標といった航路標識について、視認性・識別性の向上といった高度化整備や、災害発生時の信頼性向上のための一般商用電源から太陽光発電への変更等を行っている。					
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)4,675百万円 (補正予算)895百万円 (主要整備事項) AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備等(事業箇所数502箇所)</p> <p>【20年度】(当初予算)4,671百万円 (補正予算)4,693百万円 (主要整備事項) 航路標識の省エネ・エコロジー化整備等(事業箇所数964箇所)</p> <p>【21年度】(当初予算)4,636百万円 (補正予算)1,539百万円 (主要整備事項) ぶくそう海域等における航路標識の高度化整備等(事業箇所数610箇所)</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,570	9,365	6,175	4,373	4,373
	執行額	5,676	6,042	10,046		
	執行率(%)	101.9% ※	64.5%	162.7% ※		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である機器の製造、建設工事などを行っている民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。				
	見直しの余地	<p>これまで、霧や吹雪等による視界不良時に付近航行船舶に対して信号所の位置を音で知らせ、操船を援助していた霧信号所や、目印となる島等が見えない沖合海域を航行する船舶の自船位置把握を可能ならしめるべく、これらに電波を送信していたロランCシステムの陸上局(南鳥島ロランC局)を廃止してきたほか、設標船、灯台見回り船の一部廃船、航路標識用光源のLED等への移行による省電力化といった措置を講じる等、経費の節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。</p> <p>調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。</p> <p>本事業は20年以上にわたり継続している事業であるが、上記のような取り組みを進めつつ継続することとしたい。</p> <p>(20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 上記に同じ。</p>				
予算・監視の効率	<p>【一部改善】</p> <p>調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、船舶の航行の安全における必要性、航路標識の老朽化の程度等を勘案しつつ、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めていくべき。</p>					
補記	<p>※「執行額」に前年度からの繰越に伴う金額が含まれるため、「執行率」が100%を超えている。</p> <p>【予算科目】</p> <p>・040 航路標識整備事業費</p> <p>・01-43 航路標識整備事業に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額)</p> <p>・43014-1204-00-2795 航路標識整備事業費 6,175百万円 10,046百万円</p>					

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように  
 記載)

A.東京計器(株)			E.安楽電気(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識整備用機器購入	1,470	工事費	灯台等修繕工事	25
計		1,470	計		25
B.日本光機工業(株)			F.名古屋市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識整備用機器買入等	3	工事費	資材置き場等敷地借上げ	0
計		3	計		0
C.第三管区海上保安本部			G.(財)日本航路標識協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台等修繕工事	636	役務費	灯浮標の調査等	5
物品購入費	灯標製造等	381			
その他	その他の経費	166			
計		1,183	計		5
D.緑星社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	灯標製造	231			
計		231	計		

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A. 民間事業者(17社) 3,986百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	東京計器(株)	1,470
2	セナーアンドバーンズ(株)	907
3	シャープ(株)	427
4	日本無線(株)	396
5	長野日本無線(株)	250
6	富士通(株)	173
7	日本光機工業(株)	79
8	池上通信機(株)	74
9	TDKラムダ(株)	63
10	(株)三社電機製作所	41

E. 民間事業者(568社) 1,090百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	安楽電気(株)	25
2	(株)中島電気	14
3	光商産業(株)	14
4	(株)野上電設	13
5	(有)コスモ総電	13
6	協和建設工業(株)	11
7	宮崎電業(株)	11
8	ニシム電子工業(株)	11
9	(有)田島工業所	10
10	セナーアンドバーンズ(株)	9

B. 民間事業者(6社) 7百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	日本光機工業(株)	3
2	(株)ソニック	1
3	株式会社昭電	1
4	(株)上永電機工業所	1
5	長野日本無線(株)	1
6	(株)マルミヤ	1
7		
8		
9		
10		

F. 地方公共団体(2団体)		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	名古屋市	0
2	今治市	0
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

調査

C. 管区海上保安本部(11機関) 6,053百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	1,183
2	第七管区海上保安本部	843
3	第六管区海上保安本部	740
4	第一管区海上保安本部	583
5	第四管区海上保安本部	548
6	第二管区海上保安本部	415
7	第五管区海上保安本部	396
8	第十一管区海上保安本部	386
9	第十管区海上保安本部	358
10	第九管区海上保安本部	309

G. 公益法人等(2機関)		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	(財)日本航路標識協会	5
2	(社)電波産業会	1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

D. 民間事業者(396社) 4,957百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	(株)緑星社	231
2	鹿島建設(株)	127
3	(株)加藤電気工業所	108
4	愛知造船(株)	67
5	(株)泰功建設	66
6	セナーアンドバーンズ(株)	66
7	光商産業(株)	65
8	友鉄工業(株)	60
9	アジア工業(合)	57
10	アジア海洋沖繩(株)	54